

三位一体改革の促進に向けて

平成 16 年 8 月 11 日
(財)関西社会経済研究所

趣旨

昨年末、4兆円の補助金削減と3兆円の税源移譲を今後3年間で実施すること、平成16年度に、1兆円の補助金削減と6600億円の税源移譲を先行実施することが決まった。改革は始まったものの、来年度からの補助金削減や税源移譲の具体的な中身については、省庁間の調整の難航から中央だけで確定せず、地方団体からの提案を受けることにした。しかし、地方6団体による改革案のとりまとめ(8月20日公表予定)も膠着状態に陥っている。

そこで、三位一体改革の真の実現に向けてさまざまな改革案を分析し、改革の本来の目的に立ち戻り、地方の自由度の向上とプライマリーバランスの改善に照らして、メリット・デメリットを明らかにしてみた。

想定される案

(1) 平成18年度までの三位一体改革(H16～H18)

- 奨励的補助金の削減根拠は、バブル崩壊以降の景気対策として、この10年ほどの間に規模が異常に増大してきたため。水膨れしてきた奨励的補助金の削減でも税源移譲をしないと、地方団体の歳入は急激に減少する。ある程度の税源移譲は必要では？
- 義務教育費の削減根拠は、各地方団体に均一に配分されており、その削減による影響も比較的均一となるから。
- しかし、義務的補助金を削減した場合に、従来通りの交付税算定ルールを採るならば、地方団体に交付税の増額が生じる。交付税を増加させない措置も必要では？

ケース	4兆円の補助金削減	3兆円の税源移譲	交付税の算定方法
奨励的補助金中心	比例住民税 10%	・奨励的補助金：10%効率化後80%を移譲 または、移譲なし ・義務的補助金：10%効率化	義務削減分100%財源保障
義務教育費国庫負担金中心			義務削減分100%財源保障
同上			義務削減分75%財源保障

(2) 平成 21 年度までの『ポスト三位一体改革』

- 三位一体改革の本来の理念を実現するためには、3年間の改革だけでは十分ではない。
- H19～H21の3年間で「ポスト三位一体改革」として含めて、合計8兆円の補助金削減と6兆円の税源移譲ぐらいは必要では？
- この規模拡大と期間延長により、「奨励的補助金か、義務的補助金か」という選択は回避できる。

ケース		H16～H18	H19～H21
交付税算定（義務削減分の100%を財源保障）			
奨励先行	補助金削減	奨励中心 (4.0兆)	義務中心 (4.3兆)
	税源移譲	10%比例住民税 (3.0兆)	消費税 1.4% (3.4兆)
義務先行	補助金削減	義務中心 (4.0兆)	奨励中心 (4.3兆)
	税源移譲	10%比例住民税 (3.0兆)	消費税 1.4% (3.4兆)
交付税算定（義務削減分の75%を財源保障）			
奨励先行	補助金削減，税源移譲	に同じ	
義務先行	補助金削減，税源移譲	に同じ	
義務先行 (公共事業税源移譲なし)	補助金削減 税源移譲	義務中心 (4.0兆) 10%比例住民税 (3.0兆)	奨励中心 (4.3兆) 消費税 1.0% (2.4兆)

(3) 交付税改革をともなう『ポスト三位一体改革』

- 交付税圧縮と税源移譲により、不交付団体の数を増加させなければ、地方の自立と自由度の本質的向上にはつながらない。
- 交付税圧縮に際しては、この10年間に水脹れした事業による元利償還に支障をきたさないよう、配慮することは必要。
- 補助金削減に加えて、交付税を圧縮することは、地方団体の財政状況に多大な影響を与えるので、激変緩和措置も必要では？

ケース		H16～H18 (H17年度より)	H19～H21
地方財政計画の変更 (補助金削減・税源移譲・ 交付税算定は、ケース に同じ)	交付税改革	<ul style="list-style-type: none"> ・既起債元利償還費を除く新規投資単独事業削減(5.0兆円) ・対前年度歳入減少率を一定に抑える財政調整制度の創設 	
	対応した税源移譲		消費税 1.0% (2.4兆)

三位一体改革によるマクロ・ミクロ効果について

(1) 平成 18 年度までの三位一体改革（補助金削減 4 兆円と税源移譲 3 兆円）

< 奨励中心型（ケース ） >

奨励的補助金を削減すれば、財源保障を必要としないので交付税は増加しない。そのため自主財源比率は高くなる。
奨励的補助金を税源移譲なしで削減すれば地方の歳入は激減する。税源移譲すれば歳入減少は緩和できる。

< 義務教育中心型（ケース 、 ） >

交付税算定で収入とみなされない分（留保財源）があるため、それに対応する分の交付税増加(6000 億円)が発生する。
交付税額が増加するため、歳入減少は奨励型と比べて小さいが、交付税特別会計収支とプライマリーバランスは悪化する。
一人あたりでみた地域間の歳入格差は奨励型ほど縮小しない。その効果は交付税増加を解消しても変わらない。

(2) 平成 21 年度までの「ポスト三位一体改革」（補助金削減合計 8.3 兆円と税源移譲合計 6.4 兆円）

奨励と義務教育のどちらを先に削減しても自治体への最終的影響に変わりはない。（ケース 、 ）

(1)の改革（ケース ）と比べると、自主財源比率や不交付団体割合が上昇して地方の自由度が高まる。（ケース 、 ）
改革の規模を拡大するので、(1)と比べて交付税特別会計の赤字は縮小し、プライマリーバランスは大きく改善される。
一人あたりでみた地域間の歳入格差は、改革の規模拡大に応じてより一層縮小する。

(3) 交付税改革をともなう「ポスト三位一体改革」（ケース ）

地方の自立と自由をより一層高めるために追加的に 4.2 兆円の保障需要削減を想定すると、自主財源比率や不交付団体割合は(2)よりもさらに上昇する。

これにより、交付税特別会計は 2.3 兆円まで減少し、プライマリーバランスは H15 年度より 11 兆円改善し、 - 11 兆円となる。ただし、歳入が大幅に減少する自治体も出てくるので、激変緩和措置が必要となる。そこで、各団体の歳入減少率が 2% を超える部分を、地方と国が協同して補填する地方財政安定化制度の創設を提言する。